

# 消したはず消えたはずから山の火事

四月一日から七日まで、春の火災予防運動がはじまります。

この時期は、特に空気が乾燥し、春一番が吹きあれ大規模火災発生の恐れがあります。また

今年は異常小雪のため雪消えが早く、山菜とりのシーズンも間近です。タバコの投げ捨てや、

たき火の不始末による山火事の心配もあります。一人くが火の元を確認し、非惨な焼死事故

や貴重な財産の焼失を未然に防止したいものです。なお、期間

中、事業所、危険物施設のほか一般住宅にも消防職員、団員が

予防査察に伺いますのでご協力をお願いいたします。

今年の運動の重点は

(1) 幼児、老人、身体不自由者等を中心とした焼死防止対策の徹底

(2) 異常乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

(3) 地震災害に対する防火対策の確立

(4) 雑居ビル等の自主防火管理体制の確立があげられています。また同時に行われる「山



## “天神林”のつどい

3月17日、市民会館ホールで“天神林のつどい”がありました。青年学級郷土コース(講師大島伊一さん)の皆さんの2年間の研究報告と、市内5地区の天神林の実演、竹内勉(民謡研究家)さんの講演があり、会場には、市民に最も親しまれている天神林のルーツをさぐろうと、多くの市民が詰めかけました。

火事予防運動”では (1) たき火の後始末を完全に (2) たばこの

吹殻は必ず消す (3) 車からたばこの吸殻を投げ捨てない (4) 強

風、乾燥時及び枯れ草等のある危険な場所ではマッチの使用や

たき火は努めて避けることなどを呼びかけています。

### 火災予防意識

#### アンケート調査

市消防本部では、春の火災予防運動実施期間中に、火災予防意識のアンケート調査を実施します。調査の対象は市内の全世帯です。期間中に、各分団の団員がアンケート用紙を配布、嘱託員さんが回収しますのでご協力ください。アンケートの内容は、タバコ、暖房器具、灯油、消火器、避難器具についてなど、皆さんの火災予防の身近な問題についてです。調査の結果は、皆さんにお知らせするとともに、これからの防火対策の一助にさせていただきます。

## 通学路・黄色い帽子に注意と徐行

4月4日～13日  
新入学(園)児童の  
交通事故防止運動



### ●運動の重点●

- ★新入学(園)児童の事故防止
- ★母と子の交通安全教育の充実
- ★スクールゾーン内の交通安全施設の点検整備



として保存してください

# 4月は統一地方選挙です

**県議選** 3月27日告示  
4月8日投票

**市長** 4月12日告示  
**市議選** 4月22日投票

| 立 合 演 説 会 |          |      |
|-----------|----------|------|
| 県議        | 4月5日     | 午後7時 |
|           | 水沢小体育館   |      |
|           | 4月6日     | 午後7時 |
|           | 十日町市民体育館 |      |
| 市長        | 4月17日(火) | 午後7時 |
|           | 下条小体育館   |      |
|           | 4月18日(水) | 午後7時 |
|           | 水沢小体育館   |      |
|           | 4月19日(木) | 午後7時 |
|           | 十日町市民体育館 |      |

県議会議員選挙は四月八日(日)です。この選挙に投票できる人は三月十二日現在で選挙人名簿に登録された人です。登録資格は昭和五十三年十二月十二日まで十日町市の住民基本台帳に記載され、引き続き十日町市に居住している人で、四月八日まで

## 県議会議員選挙

四月は、統一地方選挙の月です。投票日は、県議選が四月八日、市長、市議選が四月二十二日に行われます。どちらの選挙も私たちの生活に直接つながる大切な選挙です。これからの政治を任せる人を選ぶにあたって、わたしたちは冷静に悔いのない一票を投じたいものです。  
明日の暮らしを良くするために、あなたの貴重な一票を行使しましょう。

**投票時間**  
各投票所とも、午前七時から投票がはじまります。閉じる時間は投票所ごとに違いますので、入場券でたしかめてください。

投票所入場券は、四月一日頃、市政事務嘱託員さんを通じて配布する予定です。  
居住証明書を忘れずに  
十二月十三日以降、十日町市に転入した人で、前の住所地の投票所で投票する人は、十日町市長の発行する居住証明書を携参し投票所に提出してください。

## 投票所・投票区域が一部変更になります

| 投票区分名 | 投票所名            | 投票に参集すべき区域  |
|-------|-----------------|---|
| 第九    | 中条地区公民館<br>新座分館 | 新座、二、三、本町七丁目、二、睦社、三和町<br>稲葉、吉田山谷、小泉第一、第二、第三(浅河原を除く)   |
| 第二十八  | 吉田集会所           | 新保、水口、下山、新光寺  |
| 第三十五  | 下条地区公民館<br>下組分館 | 本町五丁目、上川町、本町六丁目、二、三、シルク、西浦町東、西浦町西、八幡田町、西本町二、下川原町、昭和四丁目、旭町、稲荷町一、二、三丁目南、北、東、本通り、稲荷町西、稲荷町四丁目、西本町一、二、千代田町 |

今回の統一地方選挙から、左表のとおり投票所および投票区域が一部変更になります。入場券を確認して間違いのないようにお願いします。

## 市長選挙

市長、市議会議員選挙の投票日は四月二十二日(日)です。  
この選挙に投票できる人は、四月十日現在で選挙人名簿に登録された人で、登録資格は、昭和五十四年一月十日までに十日町市に居住していて、四月二十二日までに満二十歳になった人です。  
投票の順序は市長、市議の順です。投票用紙は、市長が「白地に黒刷り」で、候補者の氏名が印刷してありますので、投票しようと思う人の欄に備えつけ

**投票用紙は**  
市長…白地に黒刷り  
市議…赤地に黒刷り

選挙についてのお問い合わせは ☎7-3111番 (内線269) へ。

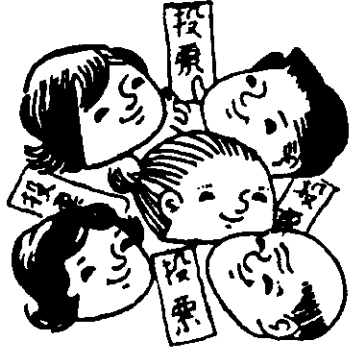
# いろいろな投票制度を ご利用ください

投票は、投票日に、有権者が投票所に行つて、直接自分で投票するのが原則です。

しかし、やむを得ない特別の事情で投票日に自分で投票できない人のためにいろいろな制度があります。これらの制度を利用して棄権を防止しましょう。

## 不在者投票

投票日の当日、旅行や病気、その他のやむを得ない事情で、自ら投票所に行けない人は、不在者投票ができます。



午前八時三十分から午後五時までです。

市役所二階の選挙管理委員会事務局で受けつけていますので印鑑を持参しておいでください。

なお、県議会議員選挙の場合で、県内の他市町村に転出して引き続きその市町村に居住している人はその市町村の「引き続き住所を有する旨の証明書」を添えて不在者投票用紙を請求してください。

出稼ぎ等に行かれた人の不在者投票は早目に手続をしてください。  
不在者投票の請求は告示前でもできます。

## 郵便による不在者投票 — 重度の身体障害者を対象に —

身体に重度の障害のあるかたは、郵便によって不在者投票をすることができません。郵便による不在者投票のできる人は選挙人名簿に登録されている人で左記に該当する人です。

対象の範囲  
郵便による不在者投票のできる人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、①別表のいずれかに該当する人 ②手帳の交付を受けている人で、障害の程度の記事はないが、別表に掲げる障害と同程度で知事から書面で証明されている人が利用できます。

郵便投票証明書交付申請書

| 手帳の種類   | 障害の部位            | 障害の程度        |
|---------|------------------|--------------|
| 身体障害者手帳 | 両下肢もしくは体幹の障害     | 一級もしくは二級     |
|         | 心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害 | 一級もしくは三級     |
|         | 両下肢もしくは体幹の障害     | 特別項症から第二項症まで |
| 戦傷病者手帳  | 心臓、じん臓もしくは呼吸器の障害 | 特別項症から第三項症まで |

(選挙事務局にあります) は、必ず本人が氏名を書いて、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を添えて、選挙管理委員会に郵便投票証明書の交付を請求してください。

投票日の四日前までに選挙の投票日の四日前までにこの証明書を提示し、請求すれば投票用紙、封筒をお送りします。

### 投票の方法は

投票用紙に候補者の名前を必ず本人が書き、これを投票用紙筒に入れ、封をし、封筒の表面に、今いる場所、年月日、氏名を記入し、この封筒を、他の適当な封筒に入れて封をし「投票用紙在中」とはつきり書いて、市選挙管理委員会に必ず郵便で送ってください。

## 代理投票

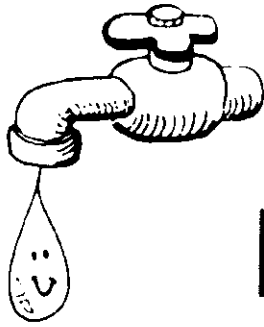
身体の故障などのため、自分で投票用紙に候補者の氏名を書くことができない人のために、代理投票が認められています。

代理投票をされるかたは、選挙の当日、投票所の係員にお申し出ください。二人の投票補助者が決められ、一人がお聞きした候補者の名前を代筆し、他の一人がそれに立ち会って確認し、代理投票が行われます。投票を補助した二人は、その秘密を守らなければなりませんので、選挙人の投票秘密は保障されます。

## 点字投票

目の不自由なかたは、点字によって投票することができます。投票日の当日、遠慮なく係員に申し出てください。





# 水道料金が変わります

**新料金の実施は4月使用分から (6月徴収)**

平均四十七・七三%引きあげを内容とした水道料金の改定案が三月の第一回定例市議会で議決されました。

現在の水道料金は、昭和五十一年に、昭和五十三年までを見通して決められたものですが、その後の水需要の拡大や諸経費の増大などによって、収支のバランスが崩れ、五十三年度末で、上水道会計で三千三百万円、簡易水道特別会計で五千万円の赤字が予想されています。

水道事業は、市の公営企業として独立採算制で運営するものですから、経営のすべてを水道料金収入でまかなっています。

市では、現在の水の需要と、将来の水不足に対処するため、昭和五十一年度から六カ年計画で第三期拡張工事に着手し、五



十七年を目前に工事を進めており、その事業費は約二十億円をこえるものです。この建設費は、市の一般会計からの繰入金や、国、県からの補助金は一切なく、事業費の九十八%を起債という長期の借入金でまかなっています。この結果、借入金の利息は、昭和五十四年度予算で約九千万円が予定されています。

以上のようなことから、今後の財政収支は、現行料金で運営することが困難な状態となり、止むを得ず水道料金の値上げをさせていただきます。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、新料金の実施は、四月使用分(六月集金)から、上水道、簡易水道ともに下記の料金表区分によりお願いいたします。

## 改定水道料金 (1か月につき)

### 計算例

13ミリの口径の家庭で1か月に21 $m^3$ 使用した場合

基本料金 ———— 380円

初めの10 $m^3$   
(10 $m^3$  × 30円) = 300円

次の10 $m^3$   
(10 $m^3$  × 75円) = 750円

21 $m^3$ 以上  
(1 $m^3$  × 100円) = 100円

水道料金(合計) = 1,530円

| 口径                 | 基本料金  |        |       | 従量料金                                 |             |      |     |    |
|--------------------|-------|--------|-------|--------------------------------------|-------------|------|-----|----|
|                    | いまの料金 | 改定料金   | 増加額   | 区分                                   | いまの料金       | 改定料金 | 増加額 |    |
| 13ミリ               | 280   | 380    | 100   | 1 $m^3$ ~10 $m^3$ まで<br>1 $m^3$ につき  | 20          | 30   | 10  |    |
| 16ミリ               | 380   | 500    | 120   |                                      |             |      |     |    |
| 20ミリ               | 520   | 700    | 180   |                                      |             |      |     |    |
| 25ミリ               | 730   | 1,000  | 270   | 11 $m^3$ ~20 $m^3$ まで<br>1 $m^3$ につき | 50          | 75   | 25  |    |
| 30ミリ               | 920   | 1,250  | 330   |                                      |             |      |     |    |
| 40ミリ               | 1,600 | 2,200  | 600   |                                      |             |      |     |    |
| 50ミリ               | 2,700 | 3,700  | 1,000 | 21 $m^3$ 以上1 $m^3$ につき               | 60          | 100  | 40  |    |
| 75ミリ               | 5,100 | 6,900  | 1,800 |                                      |             |      |     |    |
| 100ミリ              | 7,400 | 10,000 | 2,600 |                                      |             |      |     |    |
| 臨時給水等で上記の区分によれないもの |       |        |       |                                      | 1 $m^3$ につき | 100  | 150 | 50 |

# 出荷額等七百二十八億八千万円

## ◆五十三年工業統計調査◆

市商工課では、昨年の十二月末現在で実施した工業統計調査の結果をまとめましたのでお知らせします。

市内の総事業所数は、総数二千七百四十四で、前年対比百十五事業所（五・三％）の減となっています。これは主に繊維関係の事業所の減少です（出機の休業八十七事業所）

従業者数は、八千二百三十二人

年に引き続き減少しました。内

| 産業分類 | 事業所数  | 従業者数  | 出荷額等      |
|------|-------|-------|-----------|
| 総数   | 2,074 | 8,023 | 7,242,429 |
| 食料   | 25    | 206   | 149,660   |
| 繊維   | 1,961 | 6,946 | 6,506,390 |
| うち出機 | 1,332 |       | 54,833    |
| 衣服   | 4     | 29    | 8,525     |
| 木材   | 25    | 99    | 42,829    |
| 家具   | 14    | 85    | 43,755    |
| 紙    | 4     | 31    | 5,251     |
| 出版   | 6     | 81    | 34,669    |
| 窯業   | 7     | 121   | 169,411   |
| 金属   | 3     | X     | X         |
| 機械   | 12    | 228   | 116,782   |
| 電気   | 4     | 32    | 11,230    |
| 輸送   | 1     | X     | X         |
| 精密   | 1     | X     | X         |
| その他  | 7     | 46    | 21,601    |
| Xの合計 |       | 119   | 132,326   |

※Xは少事業所数のため申告者の秘密を守るためふせた箇所です。

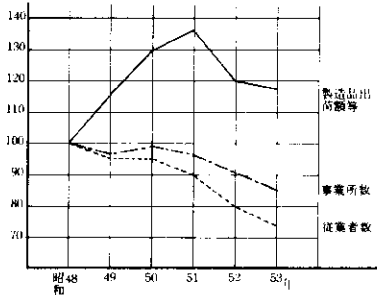
で三百八十二人（四・五％）の減少です。これについても繊維関係者が三百四十一人（四・七％）をしめ、ついで木材関係者が三十二人減少しています。これは主に業態変更による減少です。出荷額（含、加工賃収入、修理料）では、七百二十四億二千万円で、前年比十四億六千万円、率にして二％とわずかですが昨年

に引き続き減少しました。内訳は、繊維（七億二千万円一・一％）、木材（七千万円一・四・六％）が減少し、その他はわずかに増加しています。繊維関係でも絹織物の出荷額だけを見ると六千四百万円と、ほんのわず

か増加しています。このほか生産数量、原材料使用料、加工賃収入などの詳細は、国の電算集計をまたなければなりません。五十三年は、構造不況産業といわれた繊維が、合理化、減量経営等の企業努力を

して低成長時代の幕あけを迎えた年だと、この調査結果から言えそうです。

(工業統計調査)指数表 (昭和48年=100)



### 印鑑登録証明手数料などが変更になります

4月1日から印鑑登録手数料など、諸手数料が変更になります。

| 区分                                    | 手数料     | ( )内は旧料金   |
|---------------------------------------|---------|------------|
| 身分、職業に関する証明                           | 用紙1枚につき | 100円 (70円) |
| 印鑑登録証明                                | "       | 100円 (70円) |
| 印鑑登録証交付手数料                            | 1件につき   | 100円 (50円) |
| 建物証明                                  | 用紙1枚につき | 100円 (70円) |
| 土地証明                                  | "       | 100円 (70円) |
| 住民基本台帳住民票、戸籍の附票の写し (除票を含む)            | "       | 100円 (70円) |
| 又は証明                                  | "       | 100円 (70円) |
| その他証明                                 | "       | 100円 (70円) |
| 代書                                    | "       | 100円 (70円) |
| 公簿図面の閲覧 (ただし住民基本台帳住民票) (については、1世帯とする) | 1回      | 100円 (70円) |
| 納税証明書交付手数料                            | 用紙1枚につき | 100円 (70円) |

### 設備貸与制度をご利用ください

#### 四月一日から受付

設備貸与制度というのは、中小企業設備近代化資金等助成法に基づき、小規模企業者が導入を希望する機械設備を長期割賦でお譲りする制度です。

小規模の製造業（除建設業）サービス業、小売業及び卸売業者で、機械・設備の導入を希望される場合は、新潟県中小企業公社の設備貸与制度による貸与をご利用になると有利です。

この制度の概要は

- ①貸与期間：四年六カ月
- ②償還方法：一年据置後均等半年賦
- ③貸与額：一企業あたり二十万円以上千二百万円まで。
- ④保証金：設備額の十割
- ⑤貸与損料（利息相当）：年五割。

対象になる企業・機械設備、申込方法などの詳しいことは、市商工課（☎七十一三一一番内線二四二）へお問い合わせください。

## 屋外体育施設、4月1日から開放

今年はいつになく早い雪どけです。市の屋外体育施設を4月1日から開放します。ご利用ください。

### 野球場

- 信濃川運動公園 (3面)
- 市営グラウンド (1面)
- 太田島野球場 (1面)
- 市民総合グラウンド (1面)

### テニスコート

- 十日町市庭球コート (3面)
- 信濃川運動公園 (8面)
- 申し込みは  
市民体育館 (☎7-5208番) へ。

### 使用料

| 施設名                         | 区 分                       | 使用料                |
|-----------------------------|---------------------------|--------------------|
| 市営グラウンド<br>信濃川運動公園<br>野 球 場 | 日の出から午前8時30分まで            | 1チーム<br>500円       |
|                             | 午前8時30分から正午まで             |                    |
|                             | 午後1時から午後4時30分まで           |                    |
|                             | 午後4時30分から日没まで             |                    |
|                             | 日没から午後10時まで(ナイター)         |                    |
| 市営グラウンド<br>夜間照明施設           | 30分(30分に満たない場合は30分とする)につき | 内野 900円<br>外野 600円 |
| 太田島野球場                      | 日の出から正午まで、午後1時から日没まで      | 300円               |

昭和五十三年度の水田利用再編対策では、農家の皆さんのご協力によって、転作目標面積を上回って達成させていただき、ありがとうございます。

県では、五十四年度の転作面積を、国の正式配分を待たずに三月二日仮配分しました。十日町市には、昨年より三・一割減

# 仮配分は四月上旬に

## 水田再編対策

の一〇五・九割が配分され、現在、市の仮配分のための作業を進めています。農家の皆さんには、四月始めに農事連絡員さんを通じてそれぞれお願いする予定ですので、今年も昨年なみを目安に春の作業計画を立てていただくようお願いいたします。

## 博物館友の会に \* \* 入会しませんか

わたしたちの市にも「雪と織物と信濃川」をテーマとした博物館がオープンします。文化都市十日町にふさわしい施設の誕生です。そしてこれからは市民全体でこの施設を充分活用し、文化の殿堂に育てていかなければなりません。そのために、博物館活動に協力したり、施設や設備を利用して学んだり、楽しんだりするために「博物館友の会」を作ろうと、有志の準備が進められています。あなたも、あなたと、あなたの世代と郷土のために入会してみませんか。

友の会はこんな活動をします

- (一) 講演会、講習会、映写会、展示会、見学会の開催
- (二) グループまたは個人の調査や研究
- (三) 博物館公園の植栽や資料収集
- (四) 特別な特典があります
- (五) 特別展入場料の割引

## 青年海外派遣等の団員候補者募集

青年に広く海外の実情を視察研修をしていただき、国際的視野を広めるとともに、国際親善に寄与し、帰国後も青少年活動に参加してもらおうというもので、総務府が主催するものです。

募集期間 4月15日まで  
提出書類等 詳細は市社会福祉事務所まで  
募集する事業

| 区分<br>(事業の種類)    | 派遣人員           | 派遣先  | 派遣時期・期間                   | 応募資格           |
|------------------|----------------|--|---------------------------|----------------|
| 第13回<br>青年の船     | 250人<br>(県で3人) | オーストラリア<br>ニュージーランド<br>他                                       | 約2か月間<br>55年1月下旬<br>～3月下旬 | 20歳～25歳<br>の男女 |
| 長期<br>第20回       | 80人<br>(県で1人)  | 欧<br>ア<br>フリ<br>州<br>カ<br>他                                    | 約1か月間<br>9月下旬<br>～10月中旬   | "              |
| 短期<br>第7回        | 90人<br>(県で2人)  | 欧<br>中<br>近<br>他<br>州<br>東                                     | 約2週間<br>9月下旬<br>～10月上旬    | "              |
| 第6回東南<br>アジア青年の船 | 35人<br>(県で1人)  | 東南<br>ア<br>ジ<br>ア<br>州<br>東<br>南<br>ア<br>ジ<br>ア<br>州<br>東<br>南 | 約2か月間<br>9月下旬<br>～11月下旬   | 18歳～30歳<br>の男女 |
| 日中親善<br>交流事業     |                |  | 未<br>定                    |                |

## 固定資産課税台帳を縦覧

日時 4月9日～28日 AM 8:30  
～PM 5:00土曜日は正午まで、  
日曜祭日は休みです。

場所 市役所税務課  
縦覧期間が4月にくりさげられたため固定資産税の納期は5月、7月、9月、11月となります。



# 犬の登録と

## 狂犬病の予防注射を実施

昭和五十四年度の犬の登録と  
第一回狂犬病予防注射を裏面日  
程表のとおり実施します。

狂犬病予防法により、生後  
九十一日（三カ月）以上の犬  
は、必ず年一回の登録と年二回  
（春、秋）の狂犬病予防注射を受  
けなければなりません。犬を飼  
っておられるかたは、日程表の都  
合のよい場所で必ず受けてく  
ださい。登録、注射に要する手  
登録手数料 二千元

注射手数料 二千六百元  
計 四千六百円です。

登録と注射が終るとその場で、  
鑑札、注射済票、飼犬の標識を  
お渡しします。鑑札と注射済票  
は必ず首輪につけてください。  
また、標識は玄関の見やすい所  
に貼ってください。会場におい  
でになる時には、この申込用紙  
を切りとり、料金、印鑑をあわ  
せてお持ちください。

※犬、ねこの引取りは毎週木  
曜日の午前十一時までですが、  
今年から予約制になりましたの  
で、引取ってもらいたいかたは事  
前に電話で予約をしてから保健  
所に連れてくるようにしてくだ  
さい。引取り手数料は千円（県  
収入証紙）です。

都合により指定された三日間  
に受けられなかった犬は、獣医  
師の訪問により登録、注射を受  
けてください。その場合  
登録手数料 二千元

### 54年度 犬の登録・注射申込書

|               |           |
|---------------|-----------|
| 部 落 ( 町 ) 名   |           |
| 世 帯 主 氏 名     |           |
| 電 話 ・ 有 線 番 号 | —         |
| 犬 の 種 類       |           |
| 〃 年 令         | 才 月       |
| 〃 毛 色         |           |
| 〃 性 別         | オス ・ メス   |
| 〃 名 前         |           |
| 〃 体 格         | 大 ・ 中 ・ 小 |

会場に持参するもの

- この申込書
- 料 金 3,300円
- 印 鑑

No.

きりとり線

### 無料相談日

- 交通事故
- 無料相談日
- 相談員 新潟県交通事故相談  
所所属相談員

### ゆずります・ゆずりませんか

● 3月15日までの受付分

(希望者は市役所商工課内消費者協会へ)

| 品名              | 規格            | 希望価格   | 品名      | 規格           | 希望価格 |
|-----------------|---------------|--------|---------|--------------|------|
| ブラザー編機          | 中古            | 三万円    | 電気コタツ   | 中古           | 相談で  |
| ホローバス<br>(ガス式付) | 15人用          | 四万円    | 子供用自転車  | 中古女子<br>小3〜4 | 五千円位 |
| ルームランナー         | 日本ヘルス         | 二万円    |         | 中古5歳         | 相談で  |
| プランコトスベリ台       | 中古            | 五千元    |         | 中古50cc       | 二万円位 |
| 日立除湿器           |               | 三万円    | エキスパンダー | 中古           | 相談で  |
| 秋田犬<br>(ラテカセ)   | オス白5歳<br>血縁書付 | いくらかでも |         |              |      |
| 53年購入<br>(ビクター) | 三万五千円位        |        |         |              |      |

※お願い 最近、申し込みをされたかたで、不用になったり、すでにゆずってしまった場合の連絡がないかたがあります。早めに事務局まで連絡くださるようお願いいたします。

### 労働保険料の 申告納付はお早めに

— 労働基準監督署 —

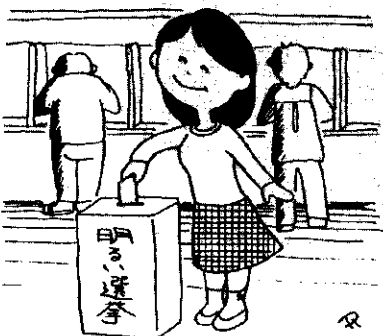
昭和五十四年度の労働保険料  
(労災保険料と雇用保険料の両  
方を合せたもの)の申告、納付  
の受付が四月一日〜五月十五日  
まで行われます。まだ手続きを  
していない事業主のかたはお早  
めに保険料申告書に保険料を添  
えて銀行、郵便局、労働基準監  
督署、または県雇用保険課に提  
出してください。  
詳しくは労働基準監督署(☎  
二二〇七九番)へ。

### 巡回内職相談日

巡回内職相談が、毎月第3金  
曜日に開かれています。

新しく内職をしたいかた、  
今の内職を変えたいかたは気軽  
にご相談ください。

- 次回相談日 4月20日(金)
- 場所 市役所市民相談室
- 相談員 県内職相談員



### 犬の登録・注射日程表

| 月日       | 地区               | 時間            | 場所                              |
|----------|------------------|---------------|---------------------------------|
| 4月11日(木) | 十日町              | 9:00~11:30    | 保健所                             |
|          |                  | 13:20~14:30   |                                 |
|          | 川治               | 14:50~15:30   | 川治集落センター<br>大井田公民館<br>(旧大井田小学校) |
|          |                  | 9:00~9:30     |                                 |
|          | 新座・大井田           | 9:45~10:45    | 中条公民館                           |
|          |                  | 11:10~11:30   |                                 |
| 中条       | 13:30~14:40      | 下条公民館         |                                 |
|          | 15:00~15:30      |               |                                 |
| 下条       | 13:30~14:40      | 東下組小学校        |                                 |
|          | 15:00~15:30      |               |                                 |
| 4月12日(木) | 十日町・川治<br>新座・大井田 | 9:00~11:30    | 市民体育館                           |
|          |                  | 13:20~15:00   |                                 |
|          | 水沢               | 9:00~9:40     | 馬場飼育所<br>水沢出張所<br>野中小学校         |
|          |                  | 10:00~11:30   |                                 |
|          |                  | 13:30~14:00   |                                 |
|          |                  | 14:40~15:00   |                                 |
| 十日町山地    | 9:00~9:40        | 赤倉分校<br>吉田出張所 |                                 |
|          | 10:00~10:10      |               |                                 |
| 4月13日(金) | 吉田               | 10:30~11:00   | 名ヶ山小学校<br>真田小学校                 |
|          |                  | 13:30~14:00   |                                 |
|          | 八箇               | 13:30~14:00   | 八箇小学校<br>六箇出張所                  |
|          |                  | 14:30~15:00   |                                 |

## 三種混合予防接種実施

三期  
三回目

百日咳、ジフテリア、破傷風  
三種混合一期三回目の予防接種  
を下表の日程で実施します。

一期該当者 ①昭和五十一年四月二日〜昭和五十二年四月一日までに生まれた人。②昭和四十九年四月二日以後に生まれた人で未接種者。  
一期接種方法 約一カ月の間隔で三回接種することにより基礎免疫ができ完了となります(最低一期二回接種することで完了とみなします)

| 実施地区名              | 月日       | 受付時間          | 実施会場     |
|--------------------|----------|---------------|----------|
| 吉田全                | 4月17日(火) | 午後1時40分〜2時20分 | 古田出張所    |
| 中条全                | 4月17日(火) | 午後1時20分〜2時    | 中条公民館    |
| 下条全                | 4月18日(水) | 午後1時40分〜2時30分 | 下条公民館    |
| 川治地区(高田町四丁目を除く)    | 4月18日(水) | 午後1時40分〜2時30分 | 川治公民館    |
| 六箇全                | 4月18日(水) | 午後1時30分〜2時15分 | 水沢出張所    |
| 水沢全                | 4月19日(木) | 午後1時40分〜2時30分 | 勤労青少年ホーム |
| 十日町地区(倉連より東側区域)    | 4月19日(木) | 午後1時40分〜2時30分 | 勤労青少年ホーム |
| 新座・大井田地区(倉連より西側区域) | 4月20日(金) | 午後1時40分〜2時30分 | 勤労青少年ホーム |
| 川治地区(高田町四丁目)       | 4月20日(金) | 午後1時40分〜2時30分 | 勤労青少年ホーム |

接種前の注意 ①前日入浴をさせ、清潔な肌着をさせましょう。②接種日の朝、体温測定を忘れ

ず。③印かん、母子手帳を忘れずに。④有熱者、病後衰弱の著しい人、その他医師が不適と認められた人は受けられません。

## 国民健康保険 保険証が新しくなります

国民健康保険被保険者のみなさん、4月1日から保険証が新しくなり「黄色」にかわります。いままでの被保険者証(桃色)では3月31日限りで保険診療を受けることができなくなりますのでご注意ください。いままでの被保険者証(桃色)は4月になったら、郵便局さんを通してお返しください。(※・特証も一諸にお願いします) 受診するときには保険証を必ず窓口へ提出してください。

## ゴミ収集日変更

四月からゴミ収集日が一部変更になりました。もう一度収集計画表で確認してください。ゴミ収集日には、つぎのご協力ください。①ゴミ収集日にはステーションの近くに車を駐車しないでください。②ゴミは収集日当日の朝早く出しましょう。③やぶれやすい袋に入れないでください。

## 4月の休日救急区

|     |             |
|-----|-------------|
| 1日  | 山口医院(袋町中)   |
| 8日  | 至誠堂医院(西浦東)  |
| 15日 | 池田医院(末町西一)  |
| 22日 | 十日町病院(高田町三) |
| 29日 | 富田医院(神明町)   |
| 30日 | 庭野医院(神明町)   |

| 事業名            | 期日       | 受付時間     | 会場名      | 対象者        | 募集区域           | 備考                      |
|----------------|----------|----------|----------|------------|----------------|-------------------------|
| 育児学級並びに4カ月の児検診 | 4月11日(水) | 午後1時〜1時半 | 十日町公民館   | 53年12月生れの人 | 全              | 個人通知がなくても該当月のかたはおいでください |
| 1歳6カ月の児検診      | 4月13日(金) | 午後1時〜2時  | 勤労青少年ホーム | 52年10月生れの人 | 全              |                         |
| 3歳児検診          | 4月18日(水) | 午後1時〜2時  | 勤労青少年ホーム | 50年10月生れの人 | 全              |                         |
| 育児相談           | 4月20日(金) | 午後1時半〜4時 | 十日町公民館   | 53年10月生れの人 | 川治・六箇・大井田・新座地区 |                         |

## 4月分保健事業のお知らせ